

模擬裁判

- S C E N E 1

第 2 回口頭弁論期日 － 技術説明会等－

- 第 2 回口頭弁論期日後の手續

- S C E N E 2

第 3 回口頭弁論期日 － 判決言渡－

SCENE 1

第2回口頭弁論期日

2022年9月16日

—技術説明会等—

○ 本期日で行われる手続

証明すべき事実の確認



争点整理の結果と弁論手続で証明を要する事実とを確認

証拠調べ



証明すべき事実に関連する証拠の取調べ

技術説明会



当事者双方の主張を要約し、口頭で説明する最終プレゼンテーション

専門委員の関与



争点に関する専門技術的事項の説明

証明すべき事実の確認

● 争点 1（構成要件の充足の有無）

- 本件システムの「データ管理装置」は、本件発明の「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」に該当するか

● 争点 2（特許権侵害の成否）

- 複数の主体が関与する本件システムにおいて、被告が本件特許権の侵害をしているといえるか

原告の主張① 争点1—特許請求の範囲の記載

B 2 (前記フレーム測定ユニットは、)

前記リム形状データに基づいて前記リムの溝に沿ったリム周長を算出するとともに、

前記リム周長のデータを前記レンズ加工ユニットに送信するように構成された測定用端末と、

を備え、

C 3 (前記レンズ加工ユニットは)

前記レンズ形状データに基づいて前記メガネレンズのヤゲン頂点に沿ったレンズ周長を算出し、

前記フレーム測定ユニットの測定用端末から受信した前記リム周長と前記レンズ周長との差が所定の範囲内である場合に、ヤゲン加工が行われた前記メガネレンズは前記メガネフレームのリムに適合すると判定するように構成された加工用端末と、を備える

原告の主張② 争点1—本件明細書の記載

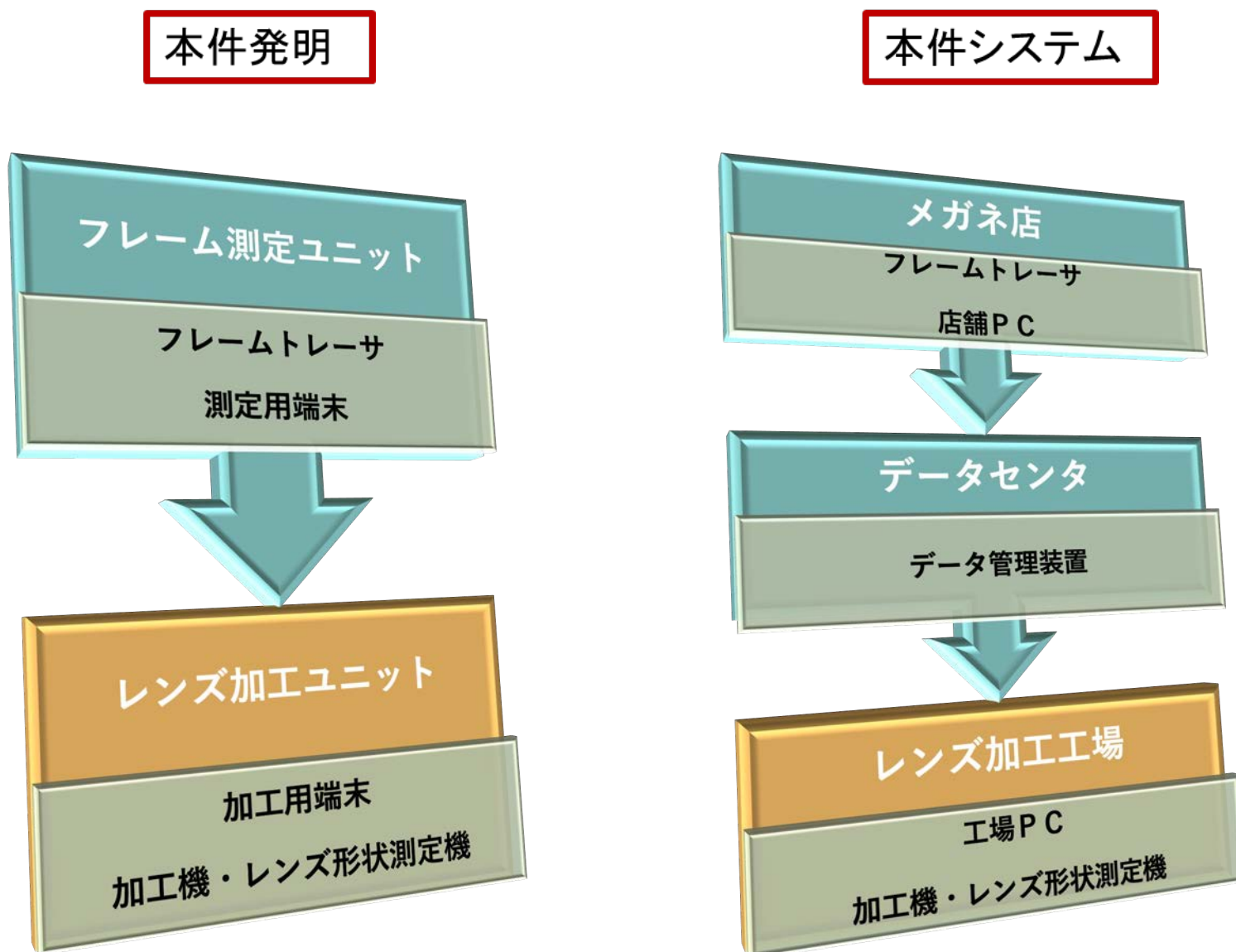
【発明が解決しようとする課題】

メガネ店でメガネレンズを加工しない場合に、レンズ加工工場に、メガネフレームがないから、レンズとフレームが適合するか直接確認出来ず、歩留まりが発生していた（0005）

【発明の効果】

本発明では、フレームのリム周長とレンズのヤゲン頂点に沿ったレンズ周長との差を判定条件に用いてレンズがフレームに適合するか否かを判定するため、高い確実性と効率性で、レンズをフレームに適合できる（0009）

原告の主張③ 争点1—本件発明と本件システムの対比



原告の主張④ 争点1—あてはめ

- ・ 本件システムを機能面から見ると、
 - ① 店舗側のフレームトレーサが測定した「リム形状データ」がデータ管理装置に送信される。
 - ② その測定データがデータ管理装置からレンズ加工ユニットに送信される。
 - ③ メガネ店の店舗PCは、データを中継するだけでクレームとの関係で実質的な機能を果たさない。
- ・ したがって、データ管理装置が「測定用端末」に該当

原告の主張⑤ 争点2—複数主体による特許権侵害

- 共同関連性は、
 - ① 共同関連性は客観的なもののみで足りる。
 - ② 主観的共同関連性が必要であるとしても、両者の間に継続的な取引関係がある場合、相互に行為の内容を認識しているから主観的共同関連性が認められる。
- 共同関連性がない場合も、他者を手足又は道具として利用していれば他者を利用した者の行為と同視される。

原告の主張⑥ 争点2—あてはめ

- 被告はタートル社に本件システムの開発及びデータ管理装置の運営を委任し、メガネ店は、被告と取引契約を締結し、本件ソフトウェアの提供を受け店舗PCを本件システム用の装置としているから、客観的に一体となって本件システム全体を利用している。
- 主観的にも被告とタートル社との間、被告とメガネ店との間でそれぞれ相互の役割を認識しており、主観的共同関連性があるといえる。
- 被告は、タートル社及びメガネ店を手足又は道具として利用したとも評価できる。

被告の主張①

争点 1 – 本件発明の構成

- A ...**フレーム測定ユニット**と、...**レンズ加工ユニット**と、を備えるメガネレンズ加工システムであって、
- B **前記フレーム測定ユニット**は、
- B 1 ...**フレームトレーサ**と、
- B 2 前記リム形状データに基づいて前記リムの溝に沿った**リム周長を算出**するとともに、前記**リム周長のデータを前記レンズ加工ユニットに送信**するように構成された**測定用端末**と、
- を備え、
- C **前記レンズ加工ユニット**は、
- C 1 ...**加工機**と、
- C 2 ...**レンズ形状測定機**と、
- C 3 ...レンズ周長を算出し、前記**フレーム測定ユニットの測定用端末から受信した前記リム周長**と前記レンズ周長との差が所定の範囲内である場合に、ヤゲン加工が行われた前記メガネレンズは前記メガネフレームのリムに適合すると判定するように構成された**加工用端末**と、
- を備える、
- D メガネレンズ加工システム。

全構成要件（を備えるシステム）の構築⇒「生産」
全構成要件（を備えるシステム）の用益⇒「使用」

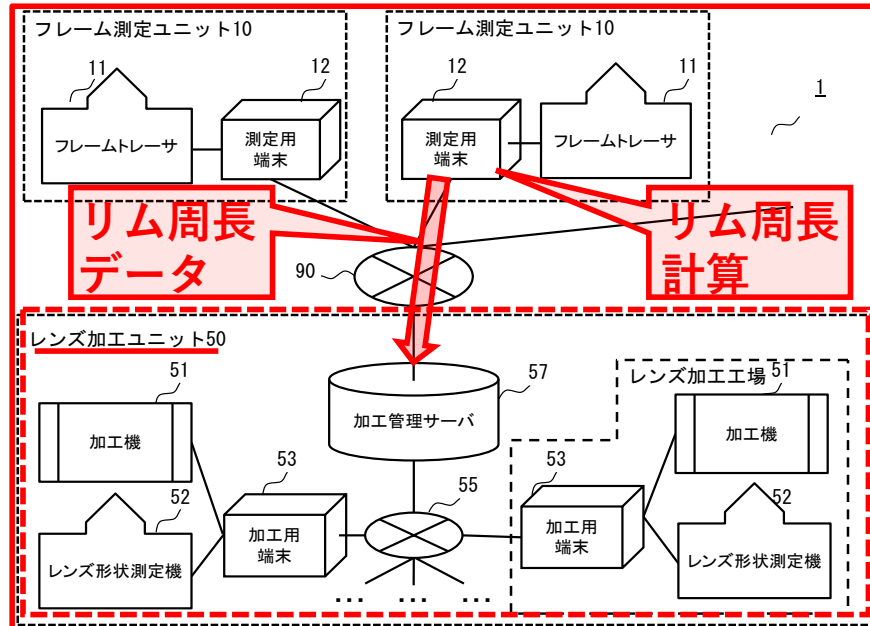
被告の主張②

争点1—本件システムと本件発明とは異なる

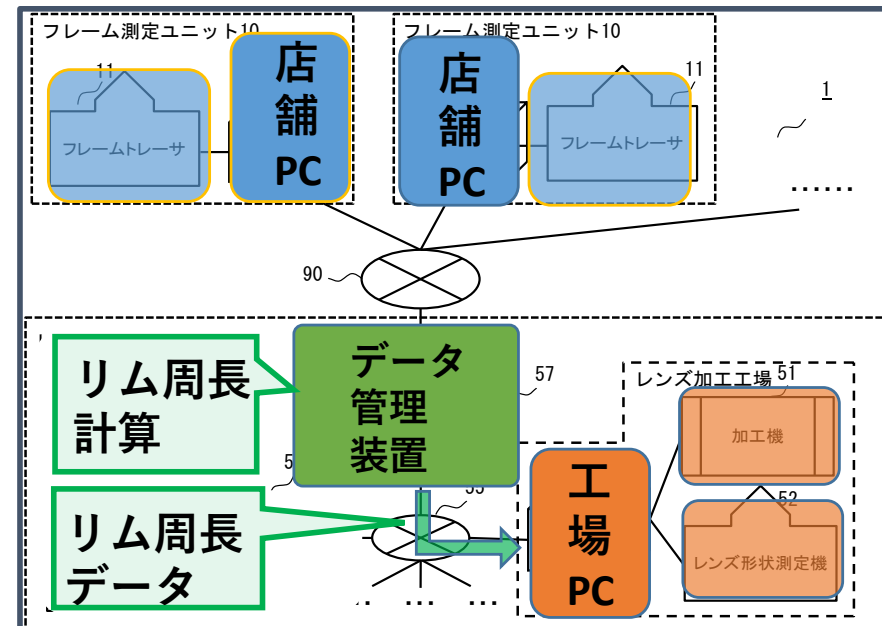
本件発明



本件システム



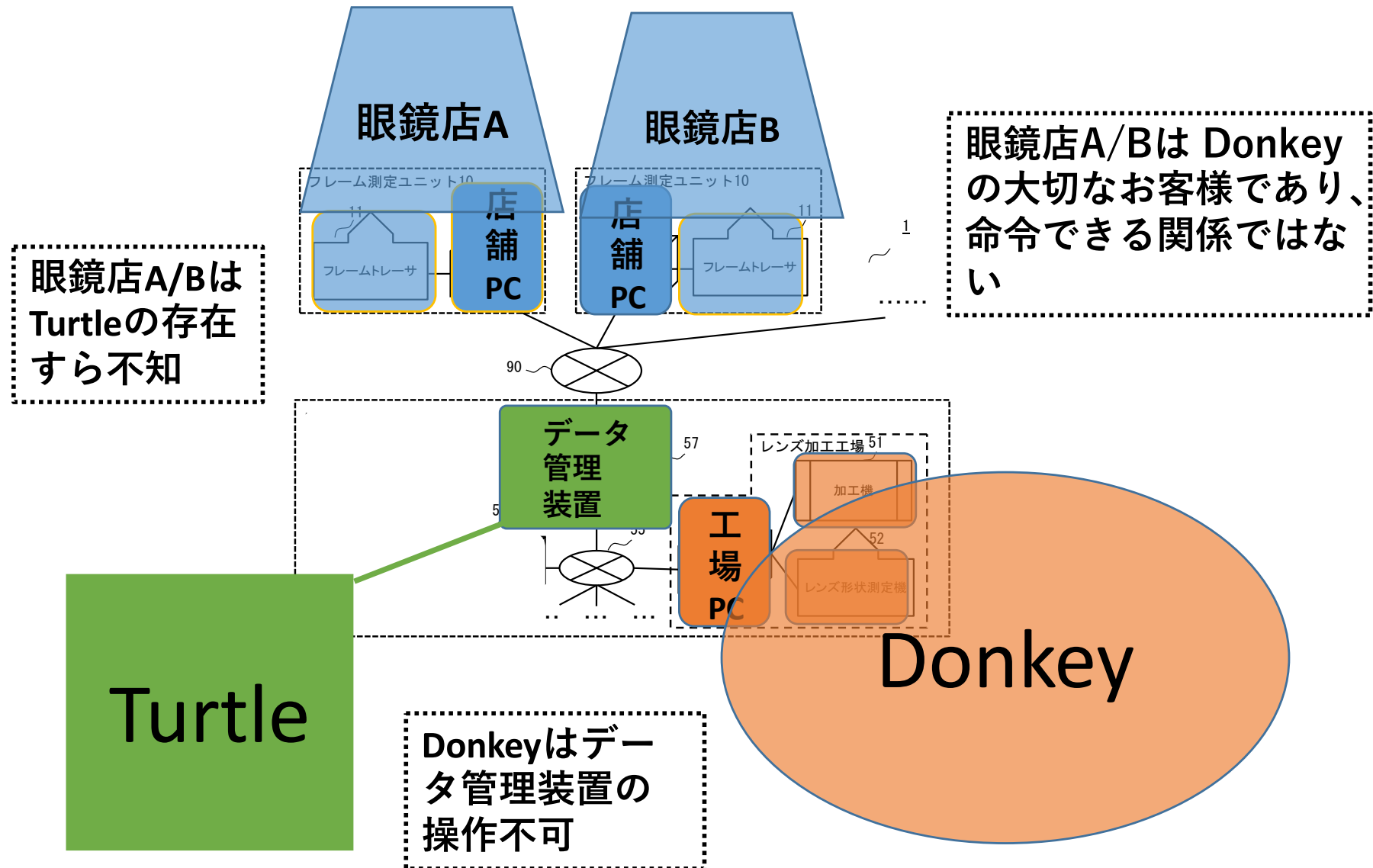
フレーム測定ユニットの測定用端末がリム周長を計算し、リム周長データをレンズ加工ユニットに送信（構成要件B2/C3、明細書0017/0019）



レンズ加工ユニットのデータ管理装置がリム周長を計算

被告の主張③

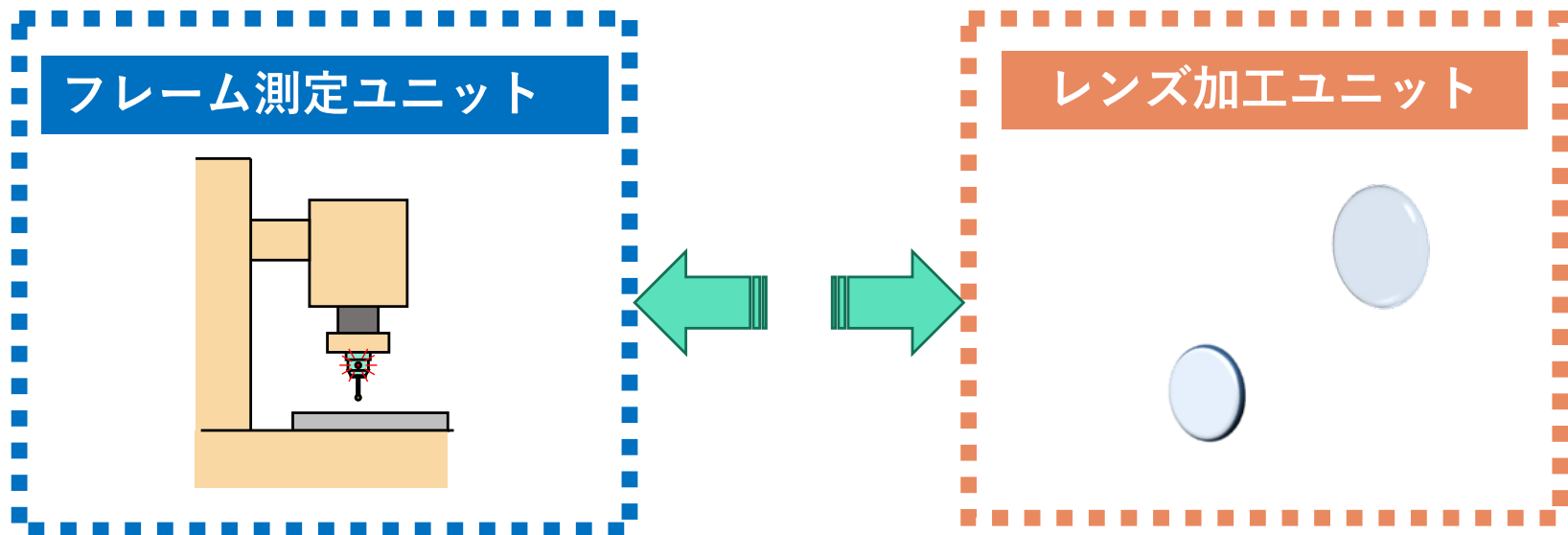
争点2ー本件システムの「使用」なし



○ 質疑応答

● 質問 1 – 「ユニット」について

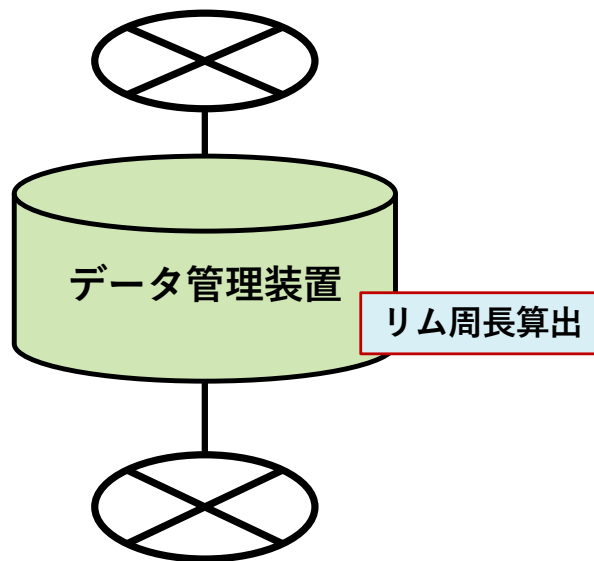
各種機器が「フレーム測定ユニット」と「レンズ加工ユニット」のいずれかに属するとした理由



○ 質疑応答

● 質問 2 – 「データ管理装置」について

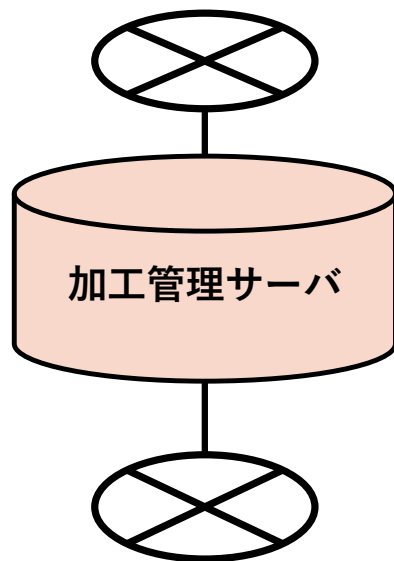
データ管理装置が「リム周長算出」を行う構成にする理由



○ 質疑応答

● 質問 3 – 「加工可否判断」について

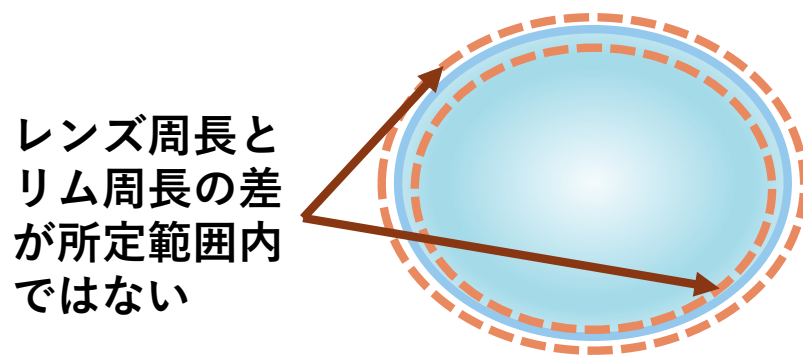
メガネレンズ加工システムにおける加工可否判断の位置付け



○ 質疑応答

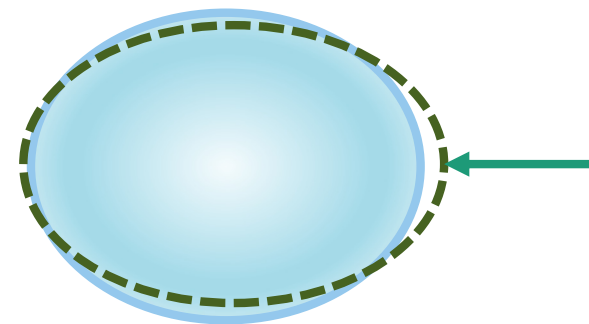
● 質問4 – 「周長」について

形状ではなく周長に着目することの技術的意義



レンズ周長と
リム周長の差
が所定範囲内
ではない

非適合

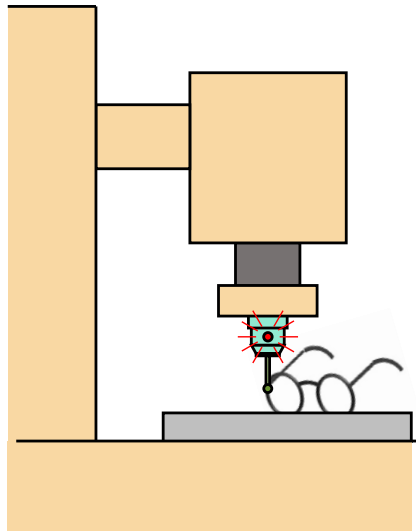


レンズ周長と
リム周長の差
が所定範囲内

適合

○ 質疑応答

- 質問5 – 「フレームトレーサ」について
フレームトレーサの測定誤差の影響



○ その後の手続

和解期日
2021年9月27日

和解協議

和解打切り

SCENE 2

第3回口頭弁論期日

2022年10月27日

—判決言渡—